

平成30年第3回

# 東大和市農業委員会議事録

平成30年3月22日

東大和市役所会議棟第7・8会議室

東大和市農業委員会

平成30年第3回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年3月22日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第7・8会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第7号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第9号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願いについて  
日程第7 議案第5号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定について

5 出席委員(12名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆    | 3番 関 田 文 吉  |
| 4番 関 田 義 保  | 6番 比留間 淳 二  |
| 7番 岸 光 敏    | 9番 乙 幡 重 男  |
| 10番 岩 田 高 雄 | 11番 町 田 悦 郎 |
| 12番 中 村 勝 司 | 13番 森 田 良 子 |
| 14番 木 下 修 一 | 15番 大 羽 敬 子 |

6 欠席委員(2名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 2番 石 川 文 男 | 5番 小 林 由美子 |
|------------|------------|

7 出席した職員

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 事務局(1) 小 川 泉 | 事務局(2) 岩 田 豊 和 |
|--------------|----------------|

8 会議の結果

報告第7号～第9号について、専決処理を確認した。

議案第4号～第5号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

## 9 会議の概要

事務局（１） 会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数14、石川委員と小林委員の2名からご欠席のご連絡をいただいております、12名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

（午後 2時00分）

### ◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第3回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（１）（議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

### ◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、3番、関田文吉委員、4番、関田義保委員の両名を指名いたします。

### ◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

### ◎報告第7号

議 長 続いて、日程第3、報告第7号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２）（議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第7号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

町田委員 ちょっと教えていただきたいんですが。

議 長 町田委員。

町田委員 1カ所宅地という地目で、現況図を見ると、2番というところに住宅が載っている  
ようなんですが、この敷地がちょっと、3条の関係と教えていただければと思うんですが。

事務局(2) 3条の届出は、現場には私のほうで見に行っていないんですね。あくまでも  
書類上で審査しておりまして、登記簿上は確かに宅地になっていまして、現況が畑となっ  
ているんですね。ここの奈良橋6-880-3は、登記地目上は宅地で、現況が畑というふう  
に届出が来ています。それで、もう一方、880-1のほうですが、こちらが登記簿は畑、現  
況が宅地という形でクロスして出てきているのが現状です。

町田委員 2番の現況図の、名前が入って宅地が載っている、建物載っているのがありますよ  
ね。これは、どの地番があれなんですか。

事務局(2) ここは、公図が今、そうですね、これで見るとは880-1……

町田委員 要するに、伺いたいのは、3条の届出が必要かどうかということだけなんですよ。

事務局(2) 届出は、そうですね、現況が畑、あるいは地目が畑であれば、一応届出は出し  
てもらおうような形では行っています。

町田委員 そうすると、現況畑がちょっと疑問だと思うんだけどね。

事務局(2) 仮に現況が畑でも、多分、登記上がこっちは宅地、畑で来ているんじゃないで  
すかね。だから、登記上が宅地で、現況が畑と来ているんで、まず受理しているのと。

町田委員 家はないということなの。

事務局(2) これは多分逆ですね。登記が畑で、現況が宅地という。

町田委員 そうすると、4条やっていないということになるんですか。

事務局(2) そこまでちょっと調べていないですけども、このパターンは、今回2つのパ  
ターンがありまして……

町田委員 要するに、登記が畑だから、3条出てきているという、そういう話ですか。

事務局(2) そうです、そのパターンと。

町田委員 現状は使っていないんですけど。

事務局(2) はい。それともう一個が、登記が宅地ですけども、現況が畑なので出てきて  
いると、その二パターンが混じっています。

町田委員 家があるところは、登記が畑なんで、手続上3条に出てきていると、そういうこと。  
畑に家があるということね。

事務局(2) これが、そうですね。地図と、ごめんなさい、公図のほうは、測って照らし合  
わせていないので。

町田委員 この現況図しか見ていないからさ。

事務局（２） そうなんですよ。だから、実際この地図で見ると家が建っていますけれども、公図上と合わせてみたら、どこがどうなっているのかまで、ちょっと現地で測っていないので、実際どこが切れているかは。

町田委員 西側の方の畑というのは、これ、完全に別の所有者じゃないですか。

事務局（２） ちょっとごめんなさい、所有者はわかりません。

町田委員 多分、この〇〇さんという方の東側に赤道か何か入っているんでしょう。

事務局（２） これがそうですかね。ちょっと今、公図が。

町田委員 公図とのブレは、そんなにないんだというふうに思うんだけど。

事務局（２） 公図にはないですよ、道が。

町田委員 ないの。

事務局（２） ないです。だから、ちょっとこれは、何とも言えないですね。あくまでもゼンリンの地図上の位置です。

町田委員 そうすると、公図と現況図、そんなにずれているということ。

事務局（２） ここで限って言えば、赤道はこの東には入ってはいないです。

町田委員 いや。そうじゃなくて、この人が言っている２番の宅地と公図と、相当ずれているということ、そうすると。

事務局（２） そうですね。これを見る限りは、測っていないので。

町田委員 そんなに違うの、現況図と。

事務局（２） かなり、区切りは全然違います、公図上でみますと。

事務局（１） 公図だと、①がすごい狭い。

事務局（２） ①は半分ぐらいって感じですね、公図で見ますと。

町田委員 ２番のところに、半分ぐらい家が入っているからね。

事務局（２） 登記は宅地なんですよ。

町田委員 登記が宅地なの。

事務局（２） そうです。で、現況畑。現況畑のところがあるんですよ。

町田委員 家はどこに載っているんだっていう話だな。

事務局（２） そうですよ。今度、じゃ、公図も一緒に、かなり、見てもらえばわかるんですけども、結構違うんですよ。

町田委員 専決処分してあるから構わないんですけども、この中で、ほかにとりあえず土地

がないもんだから、この家の載っているところまで3条で出てくるというのはおもしろいなと思って。

事務局（２） このゼンリンの地図だと、どこが切れ目かがちょっとわかんないですね。

議 長 公図と違いますね。

事務局（２） そうですね、はい。

町田委員 これ、違う土地がない敷地じゃない、縦に一本だからさ。おかしいなと思ったから。

事務局（２） ここは、ちょっと形が違いますね。

すみません、そんな状況なんですよ。ちょっと公図との相違はあるかなと思いますが。

議 長 では、公図を確認してください。

で、よろしいですか。

町田委員 もう専決処理終わっていますので、いいんですけれども、ただね。

事務局（２） そうですね。基本的には、公図上で見えています。

町田委員 現況図見たときに、ずれが出る余地がないんで、別に3条で農地が残るんで構わないんですけれども、ただ、家が入っているところが、図面に入っているところが、そこが何で3条で出てくるのかなとだけ思った。

わかりました。

議 長 今後、この場合、1回整備をしていただくとよろしいと思います。

事務局（２） そうですね。公図に合わせて、ただ、距離感がわかんないんですね。測量図を求めていないので、距離がわかんないんですね。

議 長 今、意見が出た部分がございますので。

事務局（２） なるべく公図に合わせた形で、案内図はうまく、わかりやすいようにちょっと工夫してみます。

議 長 ゼンリンの地図使って、あくまでもこれは現況であって、公図でいくと赤道になりますけれども、この場合は赤道じゃないという、ここは、公図のほうでは赤道じゃないということで、現況と公図は違うということですね。

今後、もうちょっとわかりやすく対応していただきたいと思います。

事務局（２） わかりました。

議 長 ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第8号

議長 続いて、日程第4、報告第8号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2）（議事日程に基づき説明 3件）

議長 朗読及び説明をいたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

3番については事務局の報告のとおりですので省略いたします。

1番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、乙幡委員。

乙幡委員（転用意思確認の報告）

議長 報告いただきました。

続きまして、2番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、岩田委員。

岩田委員（転用意思確認の報告）

議長 報告いただきました。

報告第8号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第9号

議長 続きまして、日程第5、報告第9号 農地法第5条の規定による届出5件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（2）（議事日程に基づき説明 5件）

議長 報告いただきました。

報告第9号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認します。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、受理を確認いたします。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第6、議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 2件)

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたら、お受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議長 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたら、お受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議長 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第5号

議長 続いて、日程第7、議案第5号 生産緑地地区再指定に係る農地等の認定1件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（１）（議事日程に基づき説明 １件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は、生産緑地地区再指定に係る農地等の認定について、都市計画課より照会のあった事案です。申請者〇〇さんの事案について、ご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お受けいたします。

何かございますか。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区再指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区再指定に係る農地として認定することに決定いたします

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

（午後 ２時５０分）